

別記

第1号様式（第11条、第13条、第14条関係）

88-年度

事業者排出量削減計画書（新規・変更）

(あて先) 京都府知事	平成18年
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）
大阪府大阪市中央区城見2-2-72	KDDI株式会社 関西総支社長 中岡 寛太郎 電話 06 - 4965 - 8

京都府地球温暖化対策条例第18条第1項（第18条第2項、第18条第3項）の規定により提出します。

特定事業者の主たる業種	電気通信事業				
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））				
計画期間	平成18年4月～平成20年3月				
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・KDDI環境マネジメントシステムに基づく省エネ推進 ・中期省エネ計画に基づく施策の実施 				
推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ・全社的には、社長をトップとした「KDDI環境委員会」、京都府においては、関西総支社を中心とした「関西地区KDDI環境委員会」を設置し、環境活動を行っています。 又、環境マネジメントの構築については、オフィス事業所はすでに実施しており、設備系事業所においても、06年12月に構築予定です。 				
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容		
	17～	京都支店	平成17年度から「ノーネクタイ・ノー上着運動」を実施しており、今後も継続的に実施して電気料の削減に努める。		
	17～	京都支店	社用車について、リース期間の終了したもから順次低燃費車に置き換える。		
	17～	au携帯基地局	新設導入・更改設備を対象にインバータ方式の空調機を導入する。		
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （17）年度 （二酸化炭素換算（t））	目標年度（計画） （19）年度 （二酸化炭素換算（t））	削減率 （計画） （%）	
		A 事業所等排出区分	10,460.88 t	12,991.11 t	24.2 %
		B 輸送車両排出区分	t	t	%
		C その他排出区分	t	t	%
		排出合計	*1 10,460.88 t	*2 12,991.11 t	24.2 %
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）			
		取組量等		（二酸化炭素換算（t））	
		森林の保全及び整備 （整備面積）	ha	（吸収量）	t
		府内産の木材の利用 （利用量）	m ³	（削減量）	t
		自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給 （売電量） （熱供給量）	kwh	（削減量）	t
			GJ	（削減量）	t
		グリーン電力の購入 （購入量）	kwh	（削減量）	t
削減量等合計		*3	t		
差引排出量 （排出合計-削減等合計）	基準年度（実績）	目標年度（計画）	削減率（計画）		
	*1 10,460.88 t	(*2)-(*3) 12,991.11 t	24.2 %		
特記事項	①顧客の増加による携帯電話基地局数の増加及び携帯電話の高機能多機能化による設備使用電力量の増加で、基準年度に対する目標年度の二酸化炭素排出総量は増加するが、設備及び運用の効率化で削減に努める。 ②ツアーサービスの縮小に伴う、関連NC及び基地局の使用電力の削減。 ③京都府内のau基地局に太陽光発電システムの導入検討。 ④グリーン購入ガイドラインを策定し、環境に配慮したものを購入している。				
連絡先	担当部署				
	担当者氏名				
	住所				
	電話番号				
	ファクシミリ番号				

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO₂排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。